

あなたのご遺志を

未来へはばたく若者の

教育に生かします



遺贈と相続財産からのご寄付のご案内

国際基督教大学
International Christian University

遺贈と相続財産からのご寄付について

近年、自分の生きた証を遺したい、また、より良い未来に想いを託したいとお考えからご遺贈や相続に対する関心が高まっております。生涯を通じて築き上げた大切な財産を、お気持ちに合った方法で使う道を考える、それが「遺贈」です。

遺言書、相続・・・など煩わしいことはまだ考えたくない、とお思いの方も、まずはお元気なうちにご希望をご家族にお伝えいただくことから始まります。

ICUは第二次世界大戦への深い反省に立ち、平和への強い理念のもと、世界平和に資する有為の人材を養成することを使命に献学されました。ご遺贈先として「学校法人 国際基督教大学」をご指定いただくことで、未来の平和を担う若者の育成のために、活用させていただきます。



ICUでは「遺贈」と「相続財産からのご寄付」をお受けする仕組みを整えております。「キャンパスの施設整備のために」、「困窮学生のための奨学金として」などご意思に沿って、将来ご自身が遺される財産やご家族から相続された財産を有効に活用させていただきます。ICUへご寄付いただいた財産については相続税が非課税扱いとなる等、税制上の優遇措置を受けることができます。本制度の趣旨をご理解いただき、ご検討いただけますと幸いです。

遺贈

相続財産

遺贈・相続財産からのご寄付の事例



- キャンパスの自然環境保全に活用してほしいというご遺志に基づき、キャンパス内の樹木の剪定、雑木林の更新用苗木の育成などに活用させていただいています。
- 相続ご遺産の一部をサービスラーニング活動や留学生の生活支援金として活用させていただいています。
- 遺贈によりいただいたご寄付を、奨学金の原資とさせていただきます。

遺贈によるご寄付

遺贈について

「遺贈」とは、遺言書を作成し、遺産を法定相続人以外の特定の人・団体に贈ることです。遺言書の中で遺産の譲り先として国際基督教大学をご指定いただきます。ご意思の円滑な実現のため「特定遺贈※」および「現金」でのご寄付をご検討いただけますと幸いです。不動産は基本的にお受けできませんので、売却のうえ、現金でのご寄付をご検討くださるようお願いいたします。株式など有価証券の現物寄付をご検討の際はアドヴァンスメント・オフィスまで事前にご相談ください。

※「特定遺贈」とは財産の種別および価額を特定した遺贈であり、「金×××万円を遺贈する」という形態の遺贈です。一方に「包括遺贈」があり、個々の財産を特定せず、「全財産の何%を遺贈する」という形態の遺贈です。

遺贈によるご寄付の流れ

1. 遺贈によるご寄付についてICUアドヴァンスメント・オフィスにご相談ください。
ご意思に沿って有効に活用させていただくために、本学の様々な支援活動をご紹介します。

2. 提携金融機関でのご相談
遺言書の作成など、本学の提携金融機関にご相談いただくことが可能です。

※ICUを経由せず、直接銀行へ相談いただくこともできます。

三井住友信託銀行 日本橋営業部・東京中央支店 上級首席財務コンサルタント 武田清 (たけだきよし) 様 TEL : 03-3277-7494	三菱UFJ信託銀行 吉祥寺支店 資産コンサルティング第3課 北岡一沙 (きたおか かずさ) 様 TEL : 0422-22-1711	みずほ信託銀行三鷹支店 個人営業課 TEL: 0422-43-9114
--	--	---

3. 遺言書の作成・保管

- 金融機関等にご相談の上、遺言書（公正証書遺言をお勧めします）を作成、保管を行っていただきます。
- 遺言書保管中は金融機関等が遺言内容、財産、相続人、受遺者等の変動について毎年定期的に遺言者ご本人に照会します。
- 全国の法務局では遺言書を預かる保管制度があります。詳しくは下記をご参照ください。
自筆証書遺言書保管制度について https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

4. 遺言書執行

金融機関等がご家族や信頼できる方などの通知人からご逝去の通知を受け次第、遺言の内容が執行されます。

5. 相続人への遺産相続及びICUへのご寄付

遺言執行者の手続きにより、ICUへご寄付をお受けし、ご意思に沿って活用させていただきます。

相続財産によるご寄付

相続財産からのご寄付について

相続財産からのご寄付とは、相続人のご意思により、故人から相続した財産からの一部をご寄付いただくことです。故人の生前のご意志、またご遺族の思いを、学生のため大切に活用させていただきます。

非課税となる税制上の優遇措置があります

相続人が、相続税の申告期限内（被相続人が逝去された翌日から10か月以内）に相続財産をICUにご寄付いただいた場合、相続税について非課税の承認を受けることができます。申告にはICUの発行する「ご寄付領収書」に加え、文部科学省の発行する「相続税非課税対象法人の証明書」が必要となります。「相続税非課税対象法人の証明書」については、大学が文部科学省に申請をしてから発行まで約2か月必要となりますので、お早目にご連絡くださるようお願いいたします。

相続財産によるご寄付の流れ

1. 親族等のご逝去

2. ICUへの相続財産ご寄付についての相談

ご寄付内容、ご希望される用途等についてアドヴァンスメント・オフィスまでご相談ください。

3. 相続財産のICUへのご寄付

4. 証明書の申請、交付

- ご入金の確認後、領収書を発行いたします。
- ICUから文部科学省へ「相続税非課税対象法人の証明書」を申請します。（発行までに約2か月かかります）
- 証明書をご指定の住所に郵送します。申告期日（故人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内）に所管税務署にて手続きください。

ご寄付はご意思に沿って活用させていただきます。
ご寄付者のお名前を学報“The ICU”などで顕彰いたします。

<お問い合わせ先>
ICUアドヴァンスメントオフィス
Tel: 0422-33-3041
Email: foi@icu.ac.jp

世界平和に貢献する「責任ある地球市民」を育成し続けるために
ICUにご寄付のご協力をお願いいたします